

工事請負契約等に係る指名停止等措置状況

指名停止の期間中は、下請負契約は禁止されています。

商号又は名称	所在地	指名停止期間	該当条項	理由
風早建設株式会社	静岡県南区大柳町 487-5	令和2年10月15日から 令和2年11月14日まで (1か月)	別表第2第11号(不正又は不誠実な行為)に該当	風早建設株式会社は、令和2年4月10日、浜松市浜北区新堀の下水道管の工事現場で、作業員が土砂崩落に巻き込まれ窒息死する事故を発生させた。 このことから、同社の使用人があらかじめ作成されていた組立図の手順に従わず、土砂崩落による災害防止措置を講じないまま作業員に作業させたとして、同社と同社の使用人が労働安全衛生法違反で公訴を提起され、令和2年9月4日、浜松簡易裁判所にてその刑が確定した。
大成建設株式会社 静岡営業所	静岡県静岡市葵区 本通5-1-5	令和2年6月10日から 令和2年7月9日まで (1か月)	別表第2第11号(不正又は不誠実な行為)に該当	鹿児島市内の耐震改修工事において、大成建設株式会社の使用人は、石綿含有吹付材の除去作業の仕事を開始するにあたり、計画の届出を行わなかったとして労働安全衛生法違反で令和2年4月3日に鹿児島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、刑が確定したことが判明したため。